

小甲実告示第1号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和5年4月19日

小江戸甲府の夏祭り実行委員会
会長 雨宮正英

1 業務名

第5回小江戸甲府の夏祭り関係業務<企画運営>

2 業務概要

8月11日が「山の日」の祝日になったことに伴い、お盆の休みと合せた休暇の取得の増加により、これまで以上に大勢の方が故郷への帰省や旅行等を行う機会となった。さらに国内外でも人の移動が活発になり、コロナ前の日常を取り戻しつつあることも転換期の一つと考え、安全・安心はもとより、高い満足感を提供できる「小江戸甲府の夏祭り」を開催し、交流人口の増加による地域活性化を目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和5年9月29日（金）

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、共同企業体の場合は、構成員全てが甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けているものとし、第1号の要件は代表者が満たすもの、第2号から第6号の要件は代表者及び構成員が全て満たすもの、第7号の要件は代表者または構成員のいずれかが満たすものとする。

(1) 甲府市内に本店又は営業所を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいず

れにも該当していない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本業務に係る公募の日から契約締結日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 市税の滞納がない者であること。
- (7) 平成30年度から令和4年度までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を履行した実績を、元請けとして1件以上有していること。

5 手続等

甲府市ホームページにて、「公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）」「提出書類様式集」「仕様書」等の関係書類を公表するので、適宜ダウンロードすること。

参加申込や提出期限及び提出先については、実施要項を参照すること。

6 連絡先

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

小江戸甲府の夏祭り実行委員会事務局（甲府市産業部商工観光室観光課内）

担当 金丸、奈良田、中矢

TEL 055-237-5702

FAX 055-227-8065

電子メール sangkaka@city.kofu.lg.jp